

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 1 日

小諸市長 小 泉 俊 博

## 記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
西小諸地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 29 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
経営体  
個人 1 1 経営体  
法人 1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手が不足している
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
  - ・既存の品目（アスパラガス、果樹等）を維持するとともにワイン用ぶどうの団地化を図る。
  - ・新規就農を含めた担い手を積極的に確保する。
  - ・遊休農地を解消し、トップブランドとしてのそば粉、菜種油の生産拡大を図る。
  - ・みはらし交流館を交流の拠点とし、観光農園をはじめ、地元食材を利用した加工品、6 次産品に対応できるようにする。

以上